

# ナガエツルノゲイトウ 駆除マニュアル

農林水産省

環境省

農業・食品産業技術総合研究機構

# ナガエツルノゲイトウの概要

- ✓ ナガエツルノゲイトウは、南米原産の多年草で、主に水辺に生育する抽水～湿生植物です。
- ✓ 生態系や農業への悪影響のおそれがあり、「**特定外来生物**<sup>p7参照</sup>」に指定されています。

## 特徴

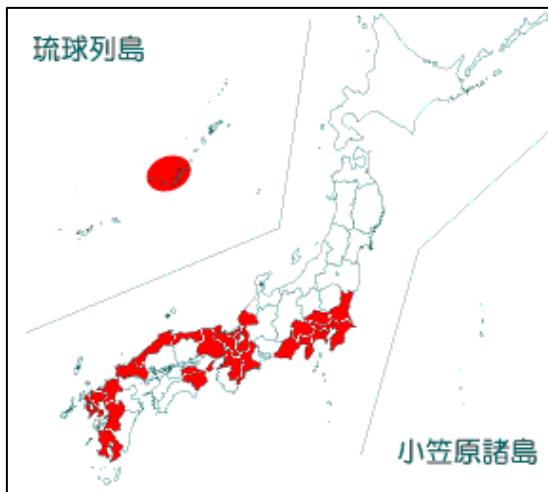
- 【再生力 大】数cmの茎断片から容易に発根
- 【拡散力 大】茎は千切れやすく、水に浮く
- 【侵略性 大】乾燥に強く、畑地などにも侵入



茎断片からの萌芽



陸上（道路際）に生育



- 関東地方以西～南西諸島に分布（令和5年3月時点）
- 冷帯でも分布可能なため、日本全国に広がる可能性
- 現在、確認されていない自治体においても、今後確認される可能性





✓ 水路、河川、ため池、水田、畦畔（あぜ）、畑などで生育し、特に日当たりの良い水辺では大群落となります。



農業用水路での生育状況



水路（コンクリートブロックライニング）での大量繁茂



排水路（土水路）での生育状況



コンクリートブロックの隙間に根を張る株



排水機場の法面での生育状況



河川での生育状況



畦畔（あぜ）での大量繁茂



水田の周りでの侵入状況



イネの間で開花



給水栓付近に定着した群落



稲刈り後の水田での生育状況



冬季（1月）の群落の状態



## 見分け方

## ナガエツルノゲイトウの特徴

## 同定ポイント

## 【葉】

- ・節から1対の葉が付く
- ・葉の先がややとがる

## 【茎】

- ・茎は空洞（ストロー状）
- ・節に短い毛が生える
- ・茎の表面はなめらか

## 【花】

- ・花柄は葉のわきから伸びる
- ・花柄の長さは約1~4 cm
- ・花は、小さな花が集まった球状

## 【葉】

節から一対の葉



葉の先はややとがる



長さは 2.5~5 cm  
幅は 0.7~2 cm

## 【茎】



茎は空洞（ストロー状）



節に短い毛

茎の表面はなめらか



節からよく分枝

## 【花】



球状花の直径は約 1~1.5 cm

花柄は約 1~4 cm

花柄は葉の脇から伸びる

水田や畦畔などにみられる間違えやすい植物

※ これらの種は**特定外来生物ではありません**。

ツルノゲイトウ（外来種）



- ・球状花は葉の脇にくっつく
- ※ 花のない時期は見分けが困難

アメリカタカサブロウ（外来種）



- ・葉の鋸歯は明瞭
- ・花は球状でなく平たい

タカサブロウ（在来種）



- ・葉の鋸歯は不明瞭
- ・花は球状でなく平たい

スベリヒユ（在来種）



- ・葉の先は丸い
- ・葉は互生（交互につく）
- ・花は黄色

シロツメクサ（外来種）



- ・葉は3小葉
- ・葉に白い紋
- ・球状花の直径は 2 cm

## ① 早期発見・早期駆除（手に負えなくなる前に対策を）

- 生長の初期、群落が小規模であれば、簡単に対策を行うことができます。

## ② 粘り強く対応（複数の手段で根絶まで継続実施）

- 拡大力・再生力が非常に強く、わずかに生き残った個体や断片からも再生する可能性があるため、密度が低下するまで、また密度が低下した後も粘り強く対応する必要があります。

## ③ 周囲への拡散を防止（放置すると周りに迷惑）

- 農業水利施設は、水路を介して下流域や農地と繋がることから、被害を拡大させないために適切な対策を行うとともに、水系として管理する視点も必要です。



## ★ 拡大力、再生力が非常に強い

- 茎は1 m以上も伸び、枝分かれも盛んなため、放置すると群落が短期間で拡大
- 根が残るとそこから再生するため、根も除去することが重要
- 根や茎の断片からも植物体が再生

### 茎



節から根を出し横に這って生長



越冬した茎からの芽生え

### 根



地下部の断面  
地下部は縦横に発達



根の断片からも再生

### 花 (開花期: 4月~10月)



日本に侵入しているものは種子をつけない



### 再生力



陸揚げされ枯れたように見える



2か月後



再生

### ★ 拡散力が高い

- 茎は千切れやすく水に浮くため、断片が水流によって運ばれ、新たな地で定着・再生
- 千切れやすいため、大雨時の増水や水流によって、広範囲に拡散する可能性

### 拡散のイメージ



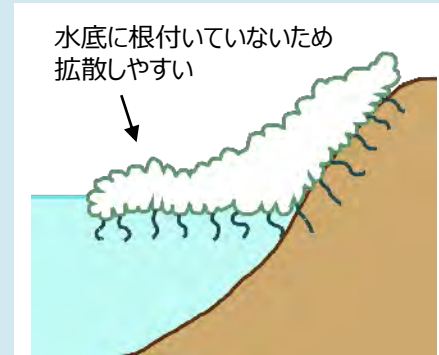
断片の拡散



定着



繁茂



生育イメージ

### ★ 水系単位で監視、駆除

- 生育が確認された場合は、その水系の上流又は下流に、未発見の生育地が存在する可能性
- **地域の関係者と連絡を取り合い、水系単位で対策**
- 種子は作らないため、植物体断片を回収すれば生育域の拡大を阻止することが可能

### ★ 除草剤が使える場所（水田、畦畔等）であれば除草剤の使用を検討

- 根（土中50 cm以上伸長）や茎の断片からも再生するため、植物体全体を枯らす除草剤が有効
- ただし、散布した薬剤が、水系に流入する場所では使用不可（水田では止水期間を遵守）

# 駆除の準備 ①

## 注意点

### ★ 栽培・保管・運搬・譲渡・放出・植栽はしない

- ナガエツルノゲイトウは外来生物法により「**特定外来生物**」に指定されており、**拡散を防ぐために栽培、保管、運搬、譲渡、放出、植栽等が禁止**されています。
- ナガエツルノゲイトウは再生力が高いため、駆除の際に**まだ生きている個体を運搬すると拡散させてしまう**可能性があります。
- 法律上、**適切な手続きをとらずに生きた個体を保管・運搬すると法律違反**となるため、次ページ「**駆除の準備②**」の**適切な手続きをとった上で、注意深く駆除を行ってください**。
- **死んだ（枯れた）個体は規制対象外**となります。

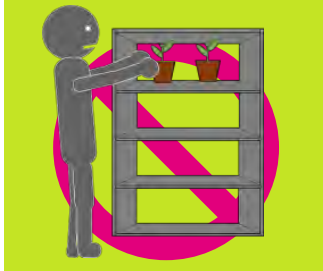
※茎や根茎を含む植物体すべてが完全に乾燥、もしくは腐敗した状態

（わずかでも生存した茎や根の断片が残っていれば拡散の原因になるため、注意すること）

飼育・栽培



保管



運搬(生きたまま移動させる)



許可を受けていない者に対する譲渡など



野外への放出、植栽、は種（種をまくこと）



輸入





# 駆除の準備②

## 駆除の手続き

### A. 地方公共団体等による計画的・定期的な駆除の場合

外来生物法に基づく「防除の確認・認定」の手続きをとってください。詳細は管轄する環境省地方環境事務所にお問合せください（本マニュアル末尾の問い合わせ先参照）。

なお、令和5年4月の改正法第2条施行後に**都道府県単独もしくは市町村と共同で防除を実施する際は、国の確認手続きは不要**ですが、**市町村単独の防除の場合は、上記の手続きが必要**となります。

注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処理に伴って保管・運搬する行為については、手続きは必要ありません。

### B. 地域住民やボランティア等※による小規模な駆除の場合

- ① いつ、どこで、誰が行うのか、インターネットや広報誌、回覧板、掲示板等により事前に告知してください。
- ② 袋に密閉するなど、断片等がこぼれ落ちないように対策してください。
- ③ ①②を行えば、処分するために生きたままごみの焼却施設等に運ぶことが可能となります。

（事前にお住いの市町村の廃棄物処理担当部署に確認することをお勧めします）

※多面的機能支払交付金の活動組織はこちらに該当。

ただし、小規模な活動ではなく相当な規模で

計画的・定期的な駆除を行う場合は、Aの手続きをとることが望ましい。



### C. その場で枯らす場合

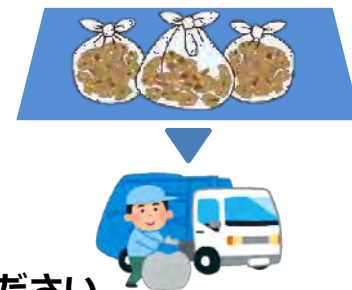
- ① 防除した個体について、根付いたり断片が拡散しないように、袋に密閉して厚手のブルーシートの上に置くなどして枯らしてください。

（カラス等に袋が破られないよう、上に防鳥ネットを設置することをお勧めします。）

- ② 自治体のごみ処理方法にしたがって処理してください。

注) 確実に枯らすためには、雨に当たらない場所で長期間乾燥させることなどが必要となり、

確実に枯れたかどうかの判断も難しいため、**なるべくAまたはBの手続きをとるようにしてください。**



## ★ 駆除対象の群落規模や現場条件に応じて、人力または重機での抜き取り・剥ぎ取りを検討

### 【群落が小さい場合】

- 人力による駆除 → (注意点)
- ・ 労力がかかる
  - ・ 地下部ごと除去しないと再繁茂の恐れあり

### 【群落が大きい場合】

- 重機による駆除 → (注意点)
- ・ 隙間など細部を除去することが難しい
  - ・ 選択的な除去が難しく、希少な在来の植物も同時に除去してしまう恐れあり



人力による駆除事例



重機による駆除事例



## 留意事項

- ・ 生長の初期、群落規模が小さいうちに除去することが有効
- ・ 茎は千切れやすく、節から活発に再生するため、破片が残らないように駆除作業を実施
- ・ オイルフェンス、ダストフェンス、網等を駆除作業現場の下流側に張り下流域への茎の流出を防止<sup>※1</sup>（網目が4mm目の事例あり）
- ・ 乾いた陸上にも根付いて再生するため、厚手のブルーシートやアスファルト等の上に置く
- ・ 重機等に断片が付着して運ばれる可能性があるため、作業後移動する際に洗浄を行い断片の流出を防止



防除した個体は袋に詰め、ブルーシートの上に置く



流出防止を目的とした網の設置例



流出防止を目的としたダストフェンスの設置例

※1 河川法第20条「河川管理者以外の者の施工する工事等」により、河川管理者の承認が必要となる場合がありますので、事前に当該河川を管理する機関へご相談ください。（本マニュアル末尾の問い合わせ先参照）  
また、農業用水路で作業を実施する際には土地改良区および市町村の許可と地域住民への周知が必要です。

# 陽熱処理による駆除試験事例

※ 本駆除方法は現在試験中のものです。現場で実際に実施できるよう、作業内容などを検討中です。

## 陽熱処理とは

- ✓ 夏季、土壌に十分なかん水を行った後、ビニール等で土壌表面を被覆し、高温多湿かつ還元状態を維持することで、土壌中の病害虫を死滅させる技術
- ✓ この技術を応用して、**大量のナガエツルノゲイトウを泥土ごと処分**することが可能

## 実施時期

- 十分な温度上昇が期待される**夏季（7～9月）**に実施

## 実施内容

- 処理する泥土の下に不透水性のシートを敷設し、定着を防止した。
- 十分な水を泥土に含ませた後、透明なビニールシートで被覆し、ハウス用のパッカーなどの留め具で密閉した。
- 3ヶ月間処理を実施した。

## 処理後の再生状況調査

- ビニールシートをはがし、2か月間野外でナガエツルノゲイトウの再生能力がないか確認した

## 【結果概要】

泥土中のナガエツルノゲイトウの**植物体の枯死**を確認  
裾部にできた日光の当たらない箇所でのみ生存個体を確認

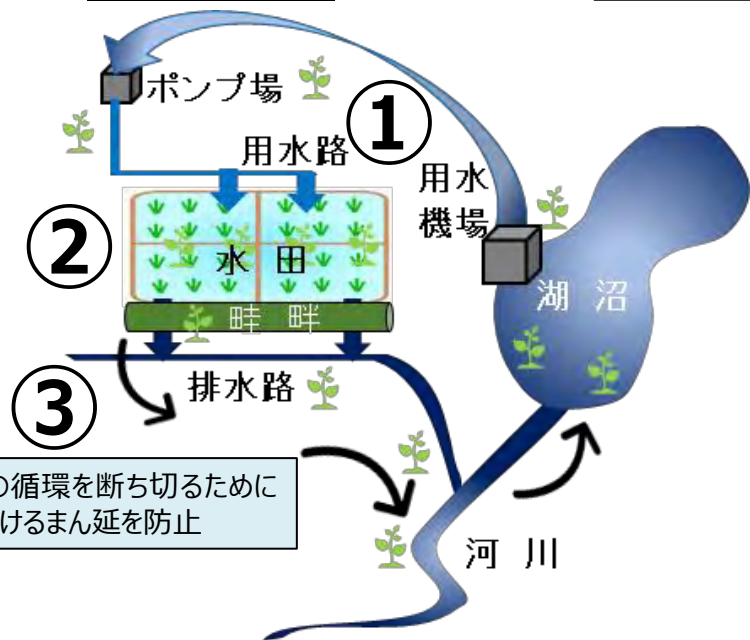
※現在、処理期間の短縮に向けた調査を実施中







- ✓ ナガエツルノゲイトウはかんがい用水等を経由して水田に侵入し、水田で発生した茎断片が流出し流域内を循環する。茎断片の水田への侵入と水田からの流出を防止する。



## ① 水田に侵入させない



- ・ 給水栓の口にネットを被せ流入を防止
- ・ 農機に付着した茎断片を拡散させない作業手順の工夫 (例. 未発生ほ場から作業を実施する)
- ・ 機械洗浄の励行

## ② 水田や畦畔でまん延させない



- ・ 畔塗りにより、茎断片が畦畔に埋め込まれる。
- ・ 畦畔の水際は除草剤による防除が効果的

防草シート（遮光率100%）による畦畔の被覆や、秋耕と降霜による茎断片の枯殺法も試験中

## ③ 水田から流出させない



田植え前の落水時に水尻にザル等を置いて茎断片の流出を防止

機械除草する際は、茎断片の水田への飛散や水路への落下に注意

刈り取った植物体はそのまま放置せず p.8の手続きを行った上で処分



## 問い合わせ先

【p.1～6、p.9～11】

- 農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課  
TEL : 03-3502-6091

【p.7～8】

- 最寄りの環境省地方環境事務所野生生物課  
<http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

【p.10】

- 河川の管理区分および連絡先  
<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/kubun/index.html>

【p.12～13】

- 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
E-mail : [niaes\\_manual@ml.affrc.go.jp](mailto:niaes_manual@ml.affrc.go.jp)
- 農林水産省 消費・安全局 植物防疫課  
TEL : 03-3502-3382
- 農林水産省 農林水産技術会議 研究開発官（基礎・基盤、環境）室  
TEL : 03-6744-2216

## 参考資料

- 外来種が農業水利施設に及ぼす影響と対策【農林水産省】  
[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo\\_hozen/gairai.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/gairai.html)
- 特定外来生物の見分け方（同定マニュアル）【環境省】  
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual.html>
- 豊かな農地を守るためにナガエツルノゲイトウ(特定外来生物)の侵入・定着を防ぎましょう【農研機構】  
[https://www.naro.go.jp/publicity\\_report/publication/pamphlet/tech-pamph/139232.html](https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/139232.html)
- 外来生物対策指針（H20年3月）【農林水産省】  
[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo\\_hozen/attach/pdf/index-8.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/attach/pdf/index-8.pdf)